

稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン

平成28年度～平成37年度
(2016年度～2025年度)

(ダイジェスト版)

平成28年(2016年)3月

稲 城 市

いなぎプランの基本的な考え方

計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の享有、個人の尊重、法の下での平等、個人の尊厳と両性の本質的な平等を掲げ、性による差別をはじめあらゆる差別を否定し、男女の基本的人権を保障するとともに平和に生きる権利を保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとうたっています。

男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（※）（以下特に表記がない場合は「いなぎプラン」という。）は、これまでと同様にこの憲法の精神を基調にし、男女共同参画社会基本法の理念を尊重して策定し、稲城市における男女平等を推進するための計画とします。

（※）この計画の中では、便宜上、これまでの本市の当該分野における計画のうち、稲城市女性行動計画（平成元年度～平成 7 年度の期間）を第一次、稲城市新女性行動計画（平成 8 年度～平成 17 年度の期間）を第二次、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（平成 18 年度～平成 27 年度の期間）を第三次、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（平成 28 年度～平成 37 年度の期間）を第四次とみなします。

計画の性格

- ① この計画は、平成 18 年度から平成 27 年度までの男女平等推進いなぎプランを受け継ぎ、第四次稲城市長期総合計画や他の計画との整合性を保ち、男女平等を推進するために市が行う施策の方向と主な事業を総合的にまとめ体系化したものです。
- ② この計画は、市が行う施策や事業を市民に明らかにし、庁内全体で取り組むとともに、市民の参画と協力により推進するものです。
- ③ この計画は、稲城市男女共同参画に関する実態調査（平成 26 年度実施）による現状の把握と、第 V 期稲城市男女共同参画計画推進協議会（平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月任期）、市民意見公募（平成 27 年 12 月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ④ この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ⑤ この計画の一部（目標Ⅱ－施策の方向 2－施策(1)）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- ⑥ この計画の実施に際し、必要に応じて、国や東京都、関係機関と連携するとともに企業等に対して働きかけをしていくものとします。

計画の期間

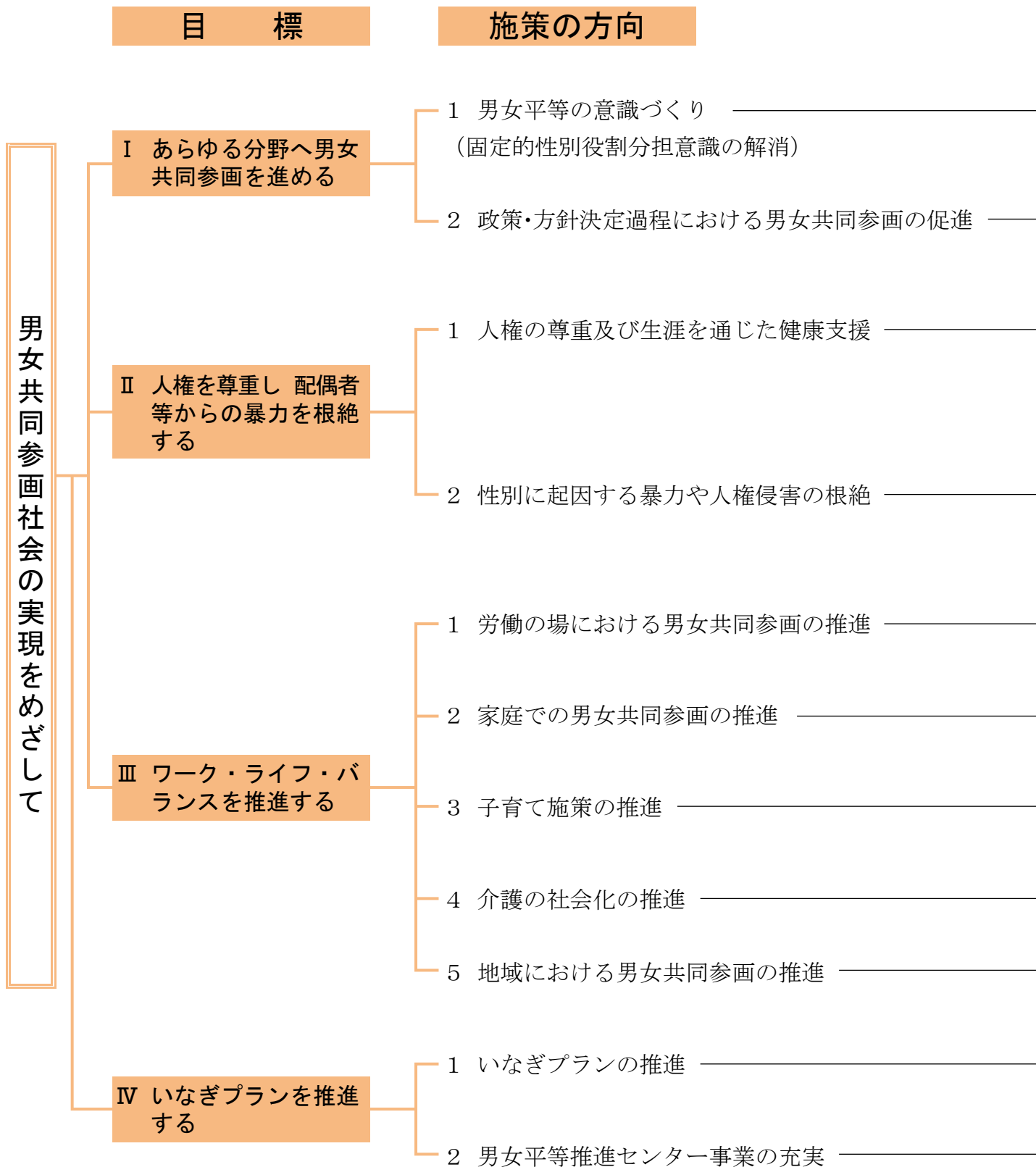
この計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ計画の見直しについて検討するものとします。

計画の主要目標

近年の男女共同参画をめぐる社会状況及び第三次いなぎプランにおける取組みや成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、以下の 4 つの目標を設定して取り組みます。

- 目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める
- 目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する
- 目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 目標Ⅳ いなぎプランを推進する

いなぎプラン体系図



施 策

- (1) 学校における男女平等の推進
- (2) 家庭・地域における男女の意識改革

- (1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
- (2) 男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進

- (1) 人権を尊重する意識の普及・啓発
- (2) 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

(※1) (※2)

- (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
- (2) 男女平等を阻むハラスメントの防止

- (1) 女性の就労支援
- (2) 企業や事業主への啓発

- (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

- (1) 子育て支援の充実
- (2) ひとり親家庭の支援

- (1) 介護施策の充実

- (1) 地域活動への参画の促進

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) いなぎプランの進捗管理

- (1) 男女平等にかかる事業の充実

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としていますが、本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

※2 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

日本国憲法では、「法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきました。また、男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女平等施策の推進が図られてきました。

しかし、人々の意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識が未だ根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因の一つとなっています。

性別や年代に関わらず、誰もが、個性や能力を十分に発揮できる社会に向けて、固定的性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識を確立して、あらゆる分野へ男女共同参画を進めます。

施策の方向1

男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な制度や環境の整備が進められてきました。しかし、社会の中には、固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。固定的性別役割分担意識の解消に向けて、学校、家庭、地域において、男女平等の意識づくりに取り組みます。

施策（1） 学校における男女平等の推進

子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、男女平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、性別に関わりなく、子どもたちの個性や能力を伸ばす男女平等教育を推進できるよう、教職員の研修を実施します。

施策（2） 家庭・地域における男女の意識改革

固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行は、家庭や地域において大人から子どもへ引き継がれていきます。家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、次の世代に伝わることをしないよう、啓発や情報提供を実施します。



施策の方向 2

政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

男女平等を推進するためには、政策・方針決定過程に男女が対等に参画することが重要です。しかし、現状は女性の参画率が低調であることから、当市では、各種委員会、審議会等への女性の参画率の目標を40%以上として、女性の参画を進めます。

防災の分野においても、男女双方の視点への配慮が必要であることから、女性の参画を進めます。

施策（1） 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進

市民にとって身近な基礎自治体である市において、政策・方針決定に関わる委員会、審議会等への女性の登用や女性が参画しやすい環境整備を進めます。

施策（2） 男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進

東日本大震災の教訓を基に改正された災害対策基本法の趣旨等を踏まえ、避難者対策の方針決定過程に女性の参画を促進し、避難所設営・管理運営に男女共同参画の視点を取り入れます。



目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

日本国憲法では、「個人の尊重と法の下での平等」がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組みが行われてきました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定、改正が行われ、配偶者等からの暴力の防止と被害者を保護するための施策が講じられてきました。

しかし、配偶者等からの暴力は依然として存在しており、深刻な社会問題となっています。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力を根絶するためには、お互いの人権を尊重するだけでなく、身体や心、性に関する権利についても学ぶことが重要です。そのために生涯にわたる心身の健康支援を行います。

施策の方向 1

人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

人権の尊重は、男女共同参画社会の前提となるものです。多様な価値観や生き方を認め合い、人権を尊重できる意識づくりに取り組みます。そして、男女が身体的性差を理解し尊重し合うことができるよう、また、生涯にわたって心身の健康づくりに取り組めるよう、性に関する正確な知識の普及と健康支援を行います。

施策（1） 人権を尊重する意識の普及・啓発

市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な価値観や生き方を理解し認める人権尊重の意識の普及と啓発を行います。

また、メディアからの情報の中には、無意識のうちに性差別意識を拡大させるものも含まれていることから、市民が人権尊重と男女平等の視点に立って読み解き、判断する力を養う支援をするとともに、市の広報物におい

ては、人権尊重と男女平等に配慮します。

施策（2） 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また、女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶ権利を認識できるよう、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」について浸透させていくとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。



施策の方向 2

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。男女間の暴力の根底には、男性優位の意識、女性が置かれてきた歴史的な状況や社会における固定的性別役割分担意識などがあり、決して家庭内や個人的な問題にとどまるものではなく、社会全体で解決すべき課題です。男女が互いの人権を尊重し、誰もが被害者にも加害者にもならないために、暴力の根絶に向け取り組みます。

施策（1） 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

（※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）

配偶者からの暴力は多様かつ複雑であり、外部からは発見しづらく潜在化しやすいため、被害が深刻化するケースも増えています。配偶者からの暴力の被害者の多くは女性ですが、男性の被害も増えています。さらに、未婚の若年層における恋人などの親密な関係者間の、いわゆるデートDVが問題になっています。

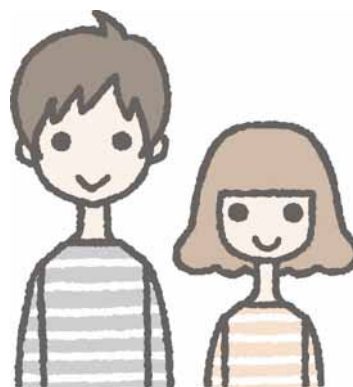
これら配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

※なお、この計画の目標Ⅱ－施策の方向2－施策（1）「配偶者等からの暴力防止及び被害

者支援」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、稲城市における「配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に位置づけられます。

施策（2） 男女平等を阻むハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因するハラスメント（いやがらせ）について、人権侵害であるという認識を広く浸透させ、ハラスメントを容認しない意識を育むとともに、被害者の支援に向けた啓発や情報提供を実施します。



目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

男女共に、仕事上の責任を果たしつつ、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、男女共同参画社会において重要です。国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、取組みを進めてきました。

しかし、結婚や出産を機に離職する女性は多く、家事や育児などは、未だ女性の負担が大きい状況にあります。一方、多くの男性は、長時間労働により家庭や地域生活に関わりたくても関われない状況があります。

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく誰もが社会に参画し、自分らしい生き方を選択でき、男女が共にいきいきと生活できる社会に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向 1

労働の場における男女共同参画の推進

男女が共に就労して経済的に自立できることは、男女双方の人権の確立を図る上で重要な課題です。しかし、結婚や出産を機に離職する女性の割合は依然として高く、今後は女性のみならず男性の介護離職者の増加が懸念されています。男女が共に継続して働き続けるためには、長時間労働を見直し、多様な働き方への理解と環境の整備が欠かせません。女性の継続就労や再就職を支援するとともに、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて市内企業や事業主に対して働きかけていきます。

施策（1） 女性の就労支援

結婚や出産等で就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供を実施します。また、他機関と連携し、女性の継続就労や再就職に向けた支援をしま

す。

施策（2） 企業や事業主への啓発

男女が共に働き続けられる職場環境の重要性について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

施策の方向 2

家庭での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に家事・育児・介護に参画し家庭生活において自立することが必要です。しかし、家庭の役割の多くを担っているのは女性となっています。男女が共に家事・育児・介護に参画し家庭生活において自立していけるよう、男性の家事参画に向けた男女双方の意識改革や、男性の主体的な家事・育児・介護への参画に向けて取り組みます。

施策（1） 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施します。また、男女が共に育児・介護休業を取得するよう、情報提供を実施します。



施策の方向 3

子育て施策の推進

男女共同参画社会の実現において、男女が共に仕事やその他の活動をしながら安心して子育てができる環境の整備が求められています。就労形態やライフスタイルの変化により多様化する市民ニーズに適切に応え、子育てを担っている世帯を支援します。

また、ひとり親家庭にあっては、家事、子育てと仕事を両立しなければならない生活上の負担が大きいため、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

施策（1） 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

施策（2） ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活安定のための援助や生活支援のためのサービスを進め、経済的・生活的自立を支援します。

施策の方向 4

介護の社会化の推進

高齢化社会の進行により要介護者が増加する中で、男女共同参画社会の実現においても、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられる環境の整備が重要な課題となっています。市では、高齢者だけでなく障害者等の介護にあたる家族の負担を軽減し、介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう支援体制を充実していきます。

施策（1） 介護施策の充実

男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護に関わる情報提供や各種サービス事業を実施し、介護を支える環境づくりを充実します。

施策の方向 5

地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が自らの希望する地域活動に参画できる環境の整備は重要です。地域活動において男女がお互いを理解し、尊重し、協力し合いながら対等な構成員として参画できるよう啓発するとともに、性別に関わりなく希望する活動に参画できる環境の整備と機会の提供を推進します。

施策（1） 地域活動への参画の促進

地域活動において男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供をします。また、市が開催する各種イベントやボランティア活動等の地域活動について、男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。



目標Ⅳ いなぎプランを推進する

男女共同参画社会基本法では、市の責務として、国の施策に準じて市域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することがうたわれています。市では、男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）（「稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を包含）を策定し、取り組むべき施策をまとめました。

プランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するために、推進体制を充実し、男女共同参画社会の実現に向けて、いなぎプランを推進します。

施策の方向 1

いなぎプランの推進

いなぎプランに掲げた施策を総合的かつ効果的に実施するため、職員の男女平等意識を高め、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。また、市民推進組織により進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、各施策に着実に取り組みます。

施策（1） 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

施策（2） いなぎプランの進捗管理

いなぎプランを着実に実行するために、市民推進組織においてプランの進捗状況を点検・評価するとともに、その結果をわかりやすく、市民及び職員に提示します。また、法

令の改正等により必要と認められる場合には、計画期間中であっても計画の見直しを行います。



施策の方向 2

男女平等推進センター事業の充実

男女平等に関する活動拠点である男女平等推進センターを更に周知し活用するとともに、事業の充実を図ります。

施策（1） 男女平等にかかる事業の充実

男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施します。



稲城市男女共同参画計画

男女平等推進いなぎプラン ダイジェスト版

平成28年3月発行

発行 東京都稲城市市民部市民協働課男女平等参画係

住所 〒206-8601 稲城市東長沼2111番地

電話 042-378-2111

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

